

誠和学院

ネクタイ着用巡って首切り強行！！

解雇を撤回せよ

神戸地裁姫路支部は、Iさんが申立て、解雇撤回をめざして闘ってきた地位保全仮処分につき、昨年の12月8日付け「本件解雇は、重きに失し、社会通念上相当であるとはいえないから、無効である。」と、Iさん勝利の『決定』を出しました。

仮処分で解雇無効の『決定』

『決定』文では、「債権者は、ネクタイ着用について職員による十分な話し合いがされていないことに対して、その機会を与えるように債務者に求めたのに対し、債務者は、一方的に、校務運営会議の決定であるとして、まずその決定内容を遵守することを求めたことが本件解雇に至る契機であるが、債権者の債務者に対する上記要求内容が不合理なものであるとはいえないことはできない。すなわち、ネクタイ着用…それまで義務化されていなかったことを職員に義務付けさせる以上、債務者側から事前に職員に対して何らかの説明があつてしるべきであるし、職員の意見を聴取する機会を設けるなどして職員の理解を得る必要はあるといえる…。このようなことを総合すれば…校長の地位を死守するとともに、学内の意思統一を図るために、債権者を排除する目的で本件解雇を行ったといわざるを得ないのであって、…上記認定に係る債権者の言動は、解雇を相当とする非違行為であるといえることはできない。」

(以上、「第3 当裁判所の判断」より抜粋)

解雇は労働者と 家族の生活を奪う!!

私達は「解雇とは人の生活権を奪うもの」とであると言う非情さ故に、基本的人権の立場から、学院側はこの『決定』を重く受け止め、即時就労させるとともに、団体交渉を行えと求めましたが、学院側は団体交渉を拒否して来ました。

不当労働行為をするな! 法律を守れ!

これは労働組合法第7条2項違反であり、学院側の法違反の体質をあからさまにしたと言わざるをえません。

学院側は、即時解雇を撤回して謝罪し、原状復帰を速やかに実行するべきであると、皆さんに訴えます。

謝罪して即時就労を!!



誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158